

霧島市告示第160号

令和3年6月23日

霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期)交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期)交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大により鹿児島県が市内飲食店を対象に令和3年6月7日から令和3年6月20日まで営業時間の短縮等を要請したことなどに伴い、利用者の減少など大きな影響を受ける市内のタクシー事業者等の経営を支援し、及び下支えするため、タクシー事業者等に対して霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期)(以下「給付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者等 中小企業者等(市内に事業所等を有する別表1に掲げるものをいう。)のうちタクシー事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を行う者をいう。)及び自動車運転代行業者(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2号に規定する自動車運転代行業者をいう。)をいう。
- (2) 暴力団関係法人等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者である

として、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。)が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

(給付金の交付の対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、タクシー事業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年6月7日時点で、市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 平成31年1月から令和元年12月までの間に市税を納付していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策において、国、県及び市の施策に沿った協力をしていること。
- (4) 次に掲げるものではないこと。

ア 政治団体

イ 宗教上の組織又は団体

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

エ 暴力団関係法人等

- (5) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表2のとおりとする。

2 給付金の交付は、1タクシー事業者等につき1回とする。

(給付金の交付申請及び請求)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、令和3年7月30日までの間に、霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期)交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(第2号様式)
- (2) 車両数内訳書(第3号様式)
- (3) 給付金の振込先口座に係る通帳の写し
- (4) 確定申告書の写し等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、同項に規定する申請書等が郵送により提出されたときは、封筒に消印された郵便局の日付印の表示する日が令和3年7月30日以前であるものに限り受け付けるものとする。

(給付金の交付の決定及び確定並びに交付)

第6条 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び交付の可否を決定及び確定し、適当と認めた者には霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タク

シー事業者等緊急支援型第2期) 交付決定・確定通知書(第4号様式)により、不適当と認められた者には霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期) 不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は給付金を交付することを適当と認められた者には、速やかに口座払いの方法により給付金を交付するものとする。

(給付金の交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、給付金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定の内容に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

2 既に給付金の交付を受けていた者が前項の規定により給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、その取消しに係る部分の額を市長が定める納付期日までに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月23日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 2 条関係)

1	中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者(フリーランスを含む個人事業者については全収入(一時収入等を除く。)の 2 分の 1 以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち市内に事業所を有しない者は、令和 3 年 6 月 7 日時点において本市の住民基本台帳に記録されているものに限る。)
2	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の定めるところにより設立された一般社団法人及び一般財団法人
3	その他市長が認める者

別表 2 (第 4 条関係)

給付金の額	給付金額の上限
(1) 保有するタクシー事業用自動車 1 台あたり 42 千円	1,050,000 円
(2) 保有する自動車運転代行業随伴用自動車 1 台あたり 70 千円	

備考

- (1)のタクシー事業用自動車は、市内事業所の車両のうち、令和 3 年 6 月 7 日時点において国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に一般旅客自動車運送業の用に供する車両として登録されているものに限る。
- (2)の自動車運転代行業随伴用自動車は、市内事業所の車両のうち、令和 3 年 6 月 7 日時点において鹿児島県公安委員会に自動車運転代行業随伴用自動車の用に供する車両として認定されているものに限る。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

霧島市長 殿

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
（個人事業主にあつては、自宅の住所）
（〒 _____ ）

申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
（個人事業主にあつては、屋号及び代表者の氏名）

_____ 印

電話番号 _____

（日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。）

霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）
交付申請書兼請求書

霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）交付要綱
第5条の規定により次のとおり申請し、及び請求します。

対 象	事業所名（屋号）			
	所在地			
	業種	<input type="checkbox"/> タクシー事業者 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業者		
事業開始年月日	年 月 日			
資本金（法人のみ）	円			
常時使用する従業員数	人			
給付金の額	円			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	（フリガナ） 口座名義人	（ _____ ）		
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	

第 号
年 月 日

様

霧島市長



霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）
交付決定・確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）交付事業については、下記のとおり交付することを決定及び確定したので通知します。

記

1 交付決定・確定額

円

2 交付決定及び確定の取消し又は返還の求めについて

次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金に係る交付決定及び確定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

3 その他

この給付金は、課税対象となります。

第 号
年 月 日

様

霧島市長



霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）交付事業については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

- 1 事業等の名称
霧島市事業継続支援給付金（令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期）交付事業
- 2 交付をしない理由